

## 地方行財政検討会議・第二分科会（第5回）議事要旨

- 1 日 時 平成22年8月31日（火）13時30分～15時30分
- 2 場 所 総務省第一会議室（中央合同庁舎第2号館10階）
- 3 出席者 渡辺総務副大臣、小川総務大臣政務官、逢坂内閣総理大臣補佐官、石原俊彦 関西学院大学教授、碓井光明 明治大学教授、西尾勝 東京大学名誉教授、藤谷武史 北海道大学准教授、木村毅 大阪市総務局 IT改革監兼市政改革室理事、遠松秀将 東京都財務局主計部財政担当課長、石川敏也 札幌市経済局中央卸売市場長、武川市雄 甲州市財政課長

### 4 概 要

- 冒頭、逢坂内閣総理大臣補佐官より挨拶があった。
- 本会議におけるこれまでの議論に対して、配付資料に基づき監査委員関係団体の代表者及び有識者からそれぞれ意見が出された。
- その後、自由討議が行われた。

（以下、監査委員関係団体の代表者及び有識者からの主な意見）

- 三栖東京都代表監査委員から、たたき台に対する意見として、長の内部統制に対する期待値が高すぎることに、現行の監査委員と外部監査人のそれぞれの役割分担は意義があること、財政援助団体等に対する監査は存続する必要があること、決算審査を担う主体を外部主体とすることは適当でないこと、監査共同組織については英国の最近の状況を十分調査する必要があること等について意見が述べられた。  
また、各道府県の監査委員の主な意見として、監査委員の廃止は強引であること、見直しに際しては、地方自治体の意見を十分反映して慎重に検討すべきとの意見が紹介された。
- 高橋大阪市代表監査委員から、監査制度が本来の機能を発揮できるのは、組織の内部統制が確立していることが前提となること、不適正資金については、財務会計制度の検証、見直しこそが重要であること、監査委員監査だけがパブリックガバナンスのすべてではなく、内部統制制度と監査委員制度、あるいは議会によるチェック機能の総点検が重要であることについて意見が述べられた。  
また、全国都市監査委員会の意見として、監査委員制度は基本的にはよくできており、運用面を含めて、しっかりやっていくべきであること、モデル案は費用面、人的あるいは組織的な要因による実現可能性について懐疑的等の意見が紹介された。
- 新見東出雲町代表監査委員から、町村の監査委員事務局等の体制が脆弱であること、決算審査のあり方とか、あるいは不正防止のためには、その基準の体系化とかフォーマット化が不可欠であること、内部統制力の強化、充実をベースにして、監査委員並びに議会がチェック機能を強化すること等の意見が述べられた。
- 鈴木 豊青山学院大学教授から、たたき台の案1は、独立性について不十分であること、外部監査人は、監査環境が充実されない限り、事実上困難であること、案2は、内部監査役の独立性が確立できないと、監査の実効性は困難であること、案3では、内部監査役を含め、地方監査共同組織の独立性が確立されない場合には監査の実効性は困難であること等の意見が述べられた。

また、地方自治体の監査制度の方向性として、中長期的には、全国的な共同組織が必要であること等、短期的には、内部監査役の独立性の確立、監査基準や公会計基準の設定による外部監査人の活用、監査の品質のレビューが必要であること等が述べられた。

- 池田 昭義元保谷市監査委員・日本水道協会経営アドバイザーから、たたき台の案の中では3案が適当であり、地方自治監査機構（仮称）をつくり、決算審査と基金審査と財政健全化審査の3つを外部監査として担当すること、会計上の不正を摘発するため、現金の出納のみでなく物品の出納も例月出納検査の対象とすること、臨時出納検査を復活させることが適当であること等の意見が述べられた。

（以下、自由討議）

- 国の制度としては、地域主権をこれから真剣に進めていくときに、やはり責任として、プロセス責任、結果責任、社会責任、監査内部統制、それを構築していく必要があるのではないか。
- 規模の小さな地方自治体の場合、共同事務局を設けて、共同監査を何らかの形でやっていかないと、なかなか監査の品質、こういうものが向上していかないのではないか。監査の最低限の水準というのは、やはり全国一律に求められるのではないか。
- 不適正経理に対する現行監査制度の問題は、相手方の業者を調べることができないためにずっと続いているのではないか。相手方業者と結託している場合、関係書類は完全にそろってしまっているため、通常の監査手順で通常に発見するというのは、非常に難しいのではないか。したがって、会計検査院と同じように、相手方業者をしっかりと監査できるような法律の規定を整備すべきではないか。
- 企業の場合の重要性は、大きな会社と小さな会社は違うけれども、少なくとも地方自治体の場合は税金を使っているので金額には関係ないわけであり、違法行為をできるだけ摘発できるような仕組みにしなければいけないのではないか。その点が企業の場合とは異なるのではないか。
- 監査委員の報酬にはばらつきがあるが、あまりに少額では一生懸命に監査をするというインセンティブは働かないのではないか。
- 監査委員の資質向上のためには、大きな自治体の先進事例を学ぶことが重要である。また、外部監査機構があるというのは小規模な団体にとって非常に心強いのではないか。
- 監査委員の報酬が地方自治体の財政状況を反映して決まることについては、若干矛盾があるのではないか。
- 監査委員の報酬のあり方については、これは最終的には各地方自治体の条例で決めていることであり、それぞれの団体の考え方に沿って、監査に期待される役割、あるいは、監査委員の果たしている役割、団体の規模、監査のカバーしている範囲等を踏まえて最終的には当該地方自治体の議会が決定していくべきではないか。
- 監査委員の報酬ということではなく、監査論では、報酬が低かったり、報酬に競争が出ると、オピニオンショッピングという言葉があるように、安いほうの、やりやすい監査人のほうに行くということで、一般の企業の場合には、監査報酬については一定の考え方の歯止めがある。公監査の場合の品質を高めるというのは、やはり独立性と監査基準であるが、もう1つ、これは企業の監査でもそうであるが、必ず品質管理を行わなければいけないのではないか。

- 監査人の報酬は、その権限と責任をぜひ地方自治法に入れて、外部監査重視の傾向になった場合にオピニオンショッピングが絶対出ないように配慮をしていくということが一番重要なのではないか。
- （監査基準の設定と品質管理について）合規制監査の規範というか、基準は、法令で決められており、監査基準は存在すると考えているが、問題は、3Eのほうの、経済性、効率性、有効性の基準が実は存在していない行政監査においても管理会計的な視点、管理会計制度的なものを考案し、導入していくことが必要ではないか。
- （公会計士という資格について）東京都においては、今の監査委員制度で十分機能していると考えている。運用については不断の見直しを行い、バージョンアップ、力量アップしていくという努力が必要だと思うが、ゼロベースで抜本的に改正をする、公会計の専門家みたいなものを設けるということは、必ずしも必要ではないのではないか。
- 監査基準については、いわば民間で行っている会計の基準、それをチェックする基準という意味ではすばらしい基準なのかもしれないが、地方自治体の監査ということになると、地方自治法だとか、地方自治法施行令、施行規則、その下にある依命通達等々で規定されているわけであり、そうすると、監査基準を設けるといっても、法令の域を出ないのではないか。

※注 速報のため、以後、修正の可能性はある。

（文責：総務省自治行政局行政課）